

政治活動用事務所の立札及び看板の証票について

公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者及び現に公職にある者）及び公職の候補者等の後援団体が、政治活動のために使用する事務所において掲示する立札及び看板には、選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。

荻田町長選挙、荻田町議会議員選挙の公職の候補者等及びその後援団体に係る証票の交付は、荻田町選挙管理委員会に申請してください。

- 掲示できる立札及び看板の類の総数 （町長及び町議会議員の選挙）
（公職選挙法施行令第110条の5第1項第8号）
 - 1 公職の候補者等1人につき 4枚まで
 - 2 同一の公職の候補者等に係る全ての後援団体を通じて 4枚まで

- 掲示できる枚数
（公職選挙法第143条第16項第1号）

1つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は、通じて2枚以内です。

 - ・「通じて2枚」というのは、立札及び看板の類を合わせて2枚ということです。
 - ・1枚の立札及び看板の類の両面を使用したものは2枚と数えます。
 - ・公職の候補者等と後援団体の事務所が1つの場所に同居していても、それぞれの事務所が実態として政治活動のための各種事務を行っていれば、それぞれ2枚まで、その場所に立札及び看板の類を掲示することができます。

- 掲示できる場所
（公職選挙法第143条第16項第1号）

立札及び看板の類は、『政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において』掲示しなければなりません。

届け出た以外の場所や、事務所として実態のない場所（交差点や駐車場、田畑や空き地等）、事務所の道を隔てた反対側や相当離れた場所には掲示できません。

- 看板等の大きさ
（公職選挙法第143条第17項）

縦150cm、横40cm以内

 - ・看板等の規格は、字句の記載される部分だけでなく、その下に足がついている場合は、その足の部分も含まれます。
 - ・この縦、横とは、単に2辺の長さを制限したものに過ぎないので、縦、横どちらの向きに使用するのは自由です。

● 記載内容

候補者等の氏名又は候補者等の氏名が類推されるような事項、後援団体の名称等が表示できます。但し、政治活動のために使用されるものでなければなりませんので、その記載内容から見て選挙運動にわたるものは記載できません。例えば、「～選挙立候補予定者〇〇事務所」や「〇〇党公認〇〇後援会連絡所」などと記載すると違反になります。

● 証票の表示

(公職選挙法第 143 条第 17 項)

苅田町選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。

● 証票の有効期限

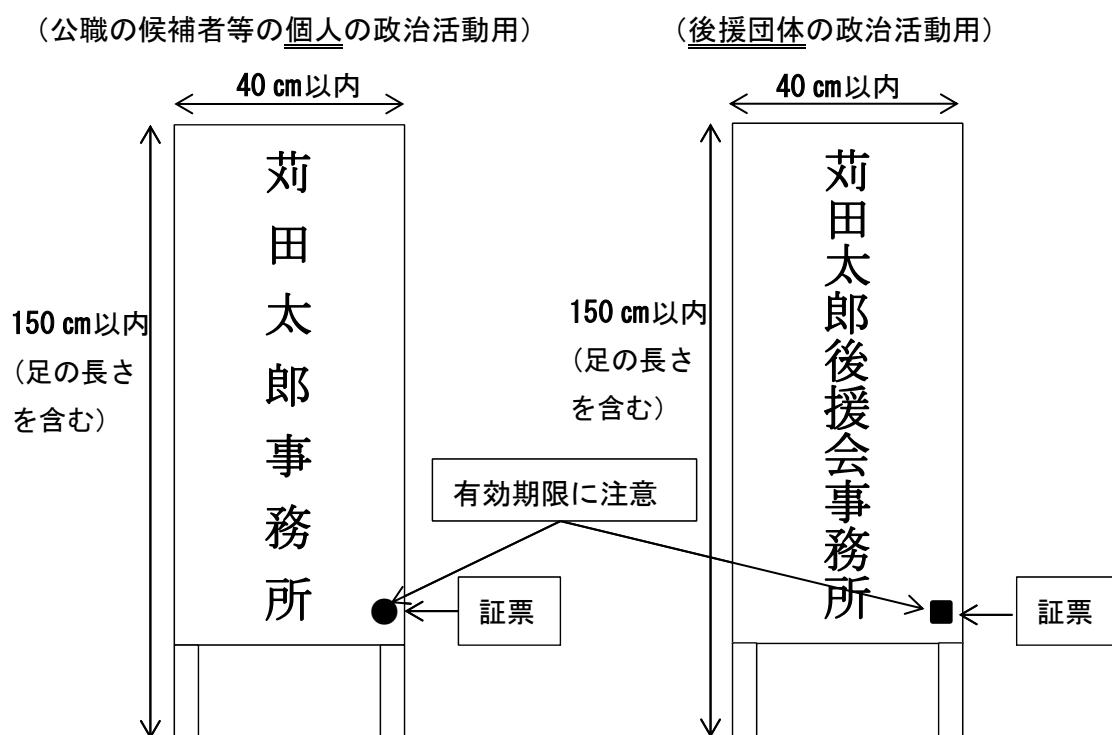
令和 7 年 6 月 30 日まで (4 年毎に作成)

・証票の有効期限までの間、選挙の期日の告示日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、政治活動用事務所の立札及び看板であるため、選挙期間中に新たに掲示することはできません。

● 看板等の異動

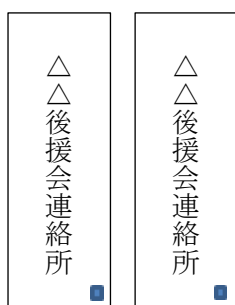
証票受領後に立札及び看板の類の設置場所を変更した場合は、異動届の提出が必要です。

● 大きさの基準



● 看板等の使用(例)

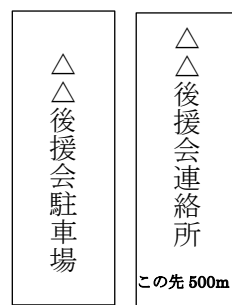
表 裏



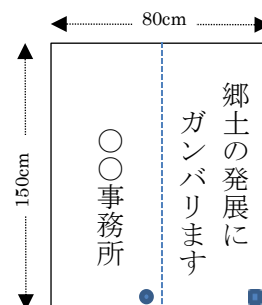
例 1



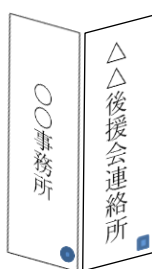
例 2



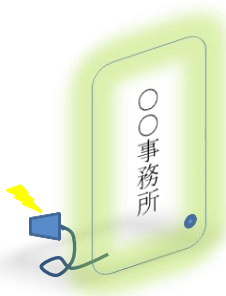
例 3



例 4



例 5



例 6

- 例 1 ○ 表裏両面を使用する場合は2枚と数えられ、証票はそれぞれ必要です。
- 例 2 ○ 1つの場所に候補者等の事務所と後援団体の事務所が同居しているときは、それぞれの実態を有する限り、各々2枚の看板を掲示することができます。
- 例 3 × 記載内容、使用態様からみて、後援団体の政治活動のために使われていると認められるときは掲示できません。
- 例 4 × 2枚の看板を合わせ一体として1枚の看板の実態を有するときは、たとえ証票を2枚貼付したとしても大きさの制限に違反することとなります。
- 例 5 × 看板等とは平面による効果を期待しているものをいい、三角柱のように立体的になったものは広告塔と認められ掲示できません。
- 例 6 × ネオンサインや電光を使用したものは立札及び看板の類とは認められません。